

役員の報酬等に関する規程

平成25年4月1日制定

令和7年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号及び公益社団法人愛知県診療放射線技師会 定款(以下「定款」という。)第30条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 非常勤の役員の報酬等は、定款第30条に定めるとおり無報酬とする。

2 常勤の理事に対しては、定款第30条にかかわらず、報酬等は支給しないものとする。

3 監事のうち、その就任の前十年間当該法人の理事、会員又は使用人であったことがない者その他これに準ずるものとして内閣府令で定める者に対しては、1日あたり30,000円の報酬等を支給することができる。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この規程は、令和7年4月1日から改定する。